

○厚生労働省告示第十三号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十一日

厚生労働大臣 細川 律夫

別表第1の1中(177)を(179)とし、(138)から(176)までを(140)から(178)までとし、(137)を(138)とし、その次に次のように加える。

(139) B型ボツリヌス毒素

別表第1の1中(136)を(137)とし、(21)から(135)までを(22)から(136)までとし、(20)の次に次のように加える。

(21) クムテキヌムブ（遺伝子組換え）